

教育委員会会議録

平成25年5月定例会

海老名市教育委員会

教育委員会会議録
(平成25年5月定例会)

- 1 日 付 平成25年5月24日 (金)
- 2 場 所 海老名市役所401会議室
- 3 出席委員 教育委員長 海野 恵子 教育委員 平井 照江
教育委員 田中 裕子 教育委員 松樹 俊弘
教育長 瀬戸 清規
- 4 出席職員 理事 (教育担 仲戸川 元和 教育部長 斉藤 重男
当)
教育部参事 (公 能條 富士雄 教育部参事兼教 郡山 強
会計担当) 育指導課長
教育総務課長 金指 太一郎 教育指導課教育 成岡 誠司
支援担当課長
教育指導課児童 加藤 展子
育成担当課長
- 5 書 記 教育総務課庶務 植木 明夫 教育総務課副主 佐藤 哲也
係長 幹
- 6 開会時刻 午後2時00分
- 7 付議事件
 - 日程第1 報告第4号 海老名市立図書館条例の一部改正に関する「意見の申し出」について
 - 日程第2 報告第5号 海老名市青少年相談センター運営協議会委員の委嘱について
 - 日程第3 報告第6号 海老名市奨学生選考委員会委員の委嘱について
 - 日程第4 議案第16号 海老名市野外教育施設「富士ふれあいの森」の廃止について (継続審議)
 - 日程第5 議案第18号 平成25年度海老名市奨学生選考委員会への諮問について
 - 日程第6 議案第19号 (仮称) 海老名市教育支援センターの設置について
- 8 閉会時刻 午後4時17分

○海野委員長 本日の出席委員は5名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより教育委員会5月定例会を開会いたします。

本日は傍聴希望者（2名）がごございます。傍聴につきましては、教育委員会会議規則第21条に規定されておりますので、傍聴を許可したいと思います。ご異議ございませんか。

○各委員 異議なし。

○海野委員長 ご異議なしと認めます。よって傍聴を許可します。

それでは、会議を進めたいと思います。

初めに、会議録署名委員の指名を行います。本定例会の会議録署名委員は、規定により、委員長において、平井委員、田中委員を指名いたします。

○両委員 はい。

○海野委員長 本日の日程については、既にお配りした議事日程のとおり、報告事項が3件、審議事項が3件の計6件となっておりますので、よろしくお願ひします。

○海野委員長 それでは、報告事項に入ります。初めに、**日程第1、報告第4号、海老名市立図書館条例の一部改正に関する「意見の申し出」**についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○瀬戸教育長 それでは、報告第4号、海老名市立図書館条例の一部改正に関する「意見の申し出」についてでございます。

報告理由につきましては、海老名市立図書館条例の一部改正について、教育長が代理して、意見を申し出たためでございます。

斉藤教育部長、説明をお願いします。

○教育部長 それでは、報告第4号、海老名市立図書館条例の一部改正に関する「意見の申し出」についてご説明をさせていただきます。

この一部改正の条例につきましては、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定によりまして臨時に代理をし、別紙のとおり意見を申し出ましたので、同条第2項の規定により報告をするものでございます。

2ページをお開きいただきたいと思います。今回市長から意見を求められた条例は、ただいま申し上げましたように海老名市立図書館条例の一部改正でございます。

なお、この案件につきましては、本定例教育委員会におきまして既に条例案としてはご審議いただいておりますので、その内容についてはこちらでは割愛させていただきます。

2 改正の理由でございますが、図書館の管理について、指定管理者制度を導入するために、条例を改正するものでございます。

3 海老名市長への申し出文書、4 海老名市長からの文書については1ページ以降にございますので、まず、4ページをお開きいただきたいと思います。市長からの文書でございますけれども、条例の一部改正に関し意見を求めることについてということで、海老名市立図書館条例の一部を改正するため、平成25年第2回海老名市議会定例会、今月5月30日に開会されますけれども、こちらに上程をしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育委員会の意見を求めるという内容でございます。

それに対しまして、3ページでございますけれども、教育長が臨時に代理して通知を申し上げましたのが、下記の条例を一部改正することに異論はありませんという内容でございます。

5ページ以降が図書館条例の一部改正の案文でございますけれども、6ページから10ページまでが実際の改正文でございます。11ページ以降が新旧対照表と申しまして、ページの右側に現行の図書館条例、そして左側に今回改正しようとする案が載っております。こちらで見ていただくほうが内容がわかりやすいと思いますので、こちらで内容説明をさせていただきます。

まず、現行の条例でございますけれども、そちらにありますように第1条として設置ということで、設置をする根拠を定めたものでございます。

第2条、名称及び位置ということで、図書館の名称及び位置は、海老名市立中央図書館については海老名市上郷474番地の4、さらに海老名市立有馬図書館については海老名市門沢橋一丁目20番41号ということで、名称及び位置を定めるものでございます。

恐れ入りますが、14ページをお開きいただきたいと思います。現行の条例の第3条でございますけれども、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、教育委員会規則で定めるということで、現行の条例は3条立ての条例になっておるのでございますが、それを今回、全部で第20条まである条文に加えたいものでございます。

加える内容でございますが、11ページにお戻りいただきたいと思いますが、まず、第3条といたしまして、指定管理者による管理は、図書館の管理を指定管理者に行わせることができるとする根拠を定める条文でございます。

次の第4条は管理業務ということで、実際に指定管理者が行う業務について列記をして

いるものでございます。図書館の運営に関する業務、維持管理に関する業務、その他教育委員会が定める業務ということで、その他教育委員会が定める業務の中に実際今回は、図書館のリニューアルと申しませうか、大規模改修も計画をしておりますので、その改修計画についての設計も指定管理者とともにやっていくということで、そのことがこのその他の中に含まれているものでございます。

第5条は公募及び申請ということで、ここから第11条までが、実際に指定管理者を選定するための事務手続についての規定を定めるものでございます。第5条は公募及び申請、第6条では選定の方法及び基準、第7条では選定の結果の通知、第8条では再度の選定の方法、第9条で指定するためには議会の議決を経なければならないという規定。第10条で最終的には指定管理者を指定したということを公告する。そして、第11条で指定管理者は実際の管理に関する必要な事項について協定を締結しなければならないというような規定でございます。

第12条以降は、実際に業務に当たりますとき、毎年度業務が終了した後には事業報告書を作成し、提出をしていただくこと。さらには、定期もしくは随時に報告を求めて、市が実地に調査をし、必要な指示を行うことができるというような規定。さらには、指定の取消しということで、指定管理者が行った内容が適当でない認められる場合には指定の取り消しができるような規定でございます。

第15条は入館の制限ということで、こちらはこれまで図書館の館長ができることを定めておりましたけれども、指定管理者に委ねることになりますので、指定管理者が次のようなことができるというふうに主語を改めるようなものでございます。各号に列記してある部分につきましても、その内容について、今まで若干古めかしいような条文でございましたが、そこについては改めさせていただいたところでございます。

第16条は原状回復の義務、さらには損害賠償の義務、秘密保持義務といったものを指定管理者の義務として定めるところでございます。

そして最後、第19条でございますけれども、指定管理者にかわって教育委員会が直接管理運営を行う場合には、ここまで記載された事柄についての「指定管理者」を「教育委員会」に読みかえて条文を適用するという読みかえ規定でございまして、そこまで定めてございます。

最後に、附則ですけれども、この条例は、平成26年4月1日から施行するということでございます。

大変雑駁な説明でしたけれども、以上で説明を終わらせていただきます。

○海野委員長 ただいまの報告に対しまして、ご質問またはご意見がございましたらお願いいたします。

○田中委員 指定管理者を選定するということなのですから、第6条に「教育委員会は、申請者のうち次に掲げる選定基準を満たす者の中から、図書館の管理を行わせるに最も適当と認める申請者を指定管理者の候補者として選定する」と書かれていますが、これは私たち教育委員会の中で選定するというプロセスが踏まれるということなのでしょうか。

○教育部長 選定のプロセスの中には、教育委員が直接候補者の方と接することは多分ないかと思いますが、実際に節目節目でこういう状況ですというご報告をし、教育委員の意見を踏まえまして選定してまいりたいと思っております。

○田中委員 わかりました。よろしく申し上げます。

○平井委員 指定管理者ということなのですが、その選定の実施はいつごろから始めるのかということと、あと選定の基準の詳細というのは今後教育委員会で練り上げていくのでしょうか。そのあたりをお聞かせいただきたいと思っております。

○教育部長 この条例については6月の定例議会に提案をいたします。可決をされましたならば速やかに、すなわち7月ぐらいには実際選定の手続に入ってまいりたいと考えてございます。

2点目の選定の基準につきましては、先ほど田中委員にお答えしましたのと同様でございますけれども、こういった基準でといたしましょうか、コンセプトについては教育委員の皆さまにもお示しをし、ご了解を得ながら進めてまいりたいと思っております。

○松樹委員 平井委員と田中委員と多少かぶるような感じなのですが、私も指定管理というのは賛成をするのですが、やはり項目を選定する中で今、教育部長がおっしゃいましたけれども、市としての図書館のコンセプトだとかが一番大切なことなのではないかなと思うのです。丸投げにしてしまっただけでは全く意味がない話ですので、海老名市として、ましてや教育委員会としてどういう図書館をつくっていくのかというのは、私は一番重要なことなのではないかなと思います。ましてや市民サービスや学校教育にも密接にかかわっているところですので、その辺の部分をしっかりこちら側から提示した上で公募するといえますか、もちろんそのようになると思うのですが、そのコンセプトの段階でもこちらでしっかりとしたビジョンを持っているという形でやっていただきたいなと思っております。

す。いかがでしょうか。

○**教育部長** その件については、同時にお示しするのはいかがかと思ひまして、次回以降の委員会の中でお諮りというか、ご提示させていただきたいと思っております。

○**海野委員長** ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**海野委員長** それでは、ご質問等もないようですので、報告第4号を承認することにご異議ございませんか。

○**各委員** 異議なし。

○**海野委員長** ご異議なしと認めます。よって日程第1、報告第4号を承認いたします。

○**海野委員長** 次に、日程第2、報告第5号、海老名市青少年相談センター運営協議会委員の委嘱についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○**瀬戸教育長** それでは、報告第5号、海老名市青少年相談センター運営協議会委員の委嘱についてでございます。

報告理由につきましては、任期満了に伴い、新たに委嘱したためでございます。

斉藤教育部長、説明をお願いします。

○**教育部長** それでは、報告第5号、海老名市青少年相談センター運営協議会委員の委嘱について説明をさせていただきます。

この運営協議会委員の委嘱につきましても報告第4号と同様に、教育長におきまして臨時に代理をし発令いたしましたので、規則の規定によりまして今回報告をし、承認をいただきたいものでございます。

16ページをごらんいただきたいと思います。海老名市青少年相談センター運営協議会につきましては、その条例におきまして委嘱期間が2年間と定められております。今回委嘱をいたしました委員の期間は、記載のとおり平成25年の4月1日から向こう2年間、平成27年3月31日まででございます。

委員でございますけれども、海老名警察署生活安全課長、そして有馬高等学校長、柏ヶ谷中学校長、有鹿小学校長、保護司の方、そして民生委員児童委員の方、青少年補導員の方、厚木児童相談所職員の方、海老名市保健福祉部参事、さらには海老名市医師会からの代表の方、わかば学園園長、最後に東海大学教授ということで、備考欄にありますよう

に、ここで新たに委嘱をするわけでございますけれども、海老名警察署生活安全課長、有馬高等学校長、そして保護司の代表の方につきましては、1期目というのでございましょうか、新たな方をお願いをするということで、それ以外の方につきましては前回2年間、委員をやっていただいておりますけれども、その方はここで再任となるところでございます。

説明は以上でございます。

○海野委員長 ただいまの報告に対しまして、ご質問またはご意見がございましたらお願いいたします。

○松樹委員 任期のことなのですが、再任の方でずっとやられている方というのと、どれぐらいがずっとなのかなと思うのですが、例えば2期目、3期目、4期目、5期目なんていう方がいらっしゃるのかというのが1点と、青少年相談センター運営協議会の簡単な中身。話し合われているような中身、差し支えのないところで教えていただければと思っています。

○教育支援担当課長 まず、1点目の任期についてでございます。任期につきましては、所属から代表の方を選出していただいておりますので、基本的には1期もしくは2期となっておりますが、この中で長い方は、10番の中江先生、海老名市医師会からでございますが、こちらが3期ぐらい、もしくは12番の芳川玲子先生も3期か4期やられていると思っております。

続きまして、中身についてでございますが、青少年相談センターは、来所相談であったり、教育支援教室というような事業を行っております、こちらの年間の反省と、あとは次年度の計画というか、今年度の計画を審議していただいております。また、それぞれの委員の代表が来られていますので、青少年にかかわる問題等も情報交換できまして、その部分でどういうところを進めていいかということで審議等をしております。

○松樹委員 何期というのがちょっと気になったので。余り頻繁にかわってしまうと、流れだとか、中身だとかがわからないような気がしましたので、いろいろな方がばっとかわるのではなくて、ある程度残っていられて、いろんなご意見をいただければ、残ってられるというふうな形。

2点目のあくまでも協議会とはいえ、いろんところで能力を発揮されている方々ですので、よりいい意見をもらって運営されているということですので、これからもぜひ続けていただければと思っています。

○教育支援担当課長 お話のあったとおり、今年度、情報交換の場では、やはりインターネットのトラブルについて高校の校長先生からお話がございます、特にLINEを使った、スマートフォンの無料通話ということで今、非常に加入者が高いものがありまして、そこでの情報をもとに写真がいろいろなところに転送されるとか、トラブルが起きると。そんなお話もありまして、我々としても、教育支援係で児童生徒指導関係も行っていますので、そういう情報をもらいながら、また、学校等に適正な使い方とかも情報交換しながら指導等をしていきたいと考えております。

○海野委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○海野委員長 それでは、ご質問等もないようですので、報告第5号を承認することに異議ございませんか。

○各委員 異議なし。

○海野委員長 ご異議なしと認めます。よって日程第2、報告第5号を承認いたします。

○海野委員長 次に、日程第3、報告第6号、海老名市奨学生選考委員会委員の委嘱についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○瀬戸教育長 それでは、報告第6号、海老名市奨学生選考委員会委員の委嘱についてでございます。

報告理由につきましては、任期満了に伴い、新たに委嘱したためでございます。

斉藤教育部長、説明をお願いいたします。

○教育部長 では、報告第6号、海老名市奨学生選考委員会委員の委嘱について説明をさせていただきます。

こちら報告第4号、第5号と同じように、教育長におきまして臨時に代理をし、発令いたしましたので、その内容について報告をし、ご承認をいただきたいものでございます。

18ページをお開きいただきたいと思います。海老名市奨学生選考委員会委員名簿でございますけれども、こちら委嘱期間は2年間でございます。平成25年の4月1日から平成27年3月31日まででございます。

選考委員の人数でございますが、9名でございます、民生委員、児童委員の方、以下

は学校の校長でございますけれども、有馬小学校長、海老名中学校長、有馬中学校長、海西中学校長、柏ヶ谷中学校長、大谷中学校長、今泉中学校長、中学校の校長先生は6人全員でございます。そして最後に、県立中央農業高等学校長ということで、計9名でございます。ここで、新たに委員に就任していただきますのは、有馬小学校、大谷中学校、そして県立中央農業高等学校の各3人の校長先生、それ以外の方は再任となっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○海野委員長 ただいまの報告に対しまして、ご質問またはご意見がございましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○海野委員長 それでは、ご質問等もないようですので、報告第6号を承認することに異議ございませんか。

○各委員 なし。

○海野委員長 異議なしと認めます。よって日程第3、報告第6号を承認いたします。

○海野委員長 続きまして、審議事項に入ります。

初めに、前回の定例教育委員会において継続審議となっております**日程第4、議案第16号、海老名市野外教育施設「富士ふれあいの森」の廃止について（継続審議）**を議題といたします。説明をお願いします。

○瀬戸教育長 それでは、議案第16号、海老名市野外教育施設「富士ふれあいの森」の廃止について（継続審議）でございます。

提案理由につきましては、海老名市野外教育施設「富士ふれあいの森」の廃止について、今後の方向性等を決定したいためでございます。

斉藤教育部長、説明をお願いします。

○教育部長 では、議案第16号、海老名市野外教育施設「富士ふれあいの森」の廃止について（継続審議）説明をさせていただきます。

前回、4月の定例教育委員会の際に継続審議とご決定いただきましたので、今回は、前回に加えまして追加で資料を作成させていただいて配付をさせていただいております。まず、その内容についてご説明を申し上げたいと思います。

金指特定政策担当課長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○特定政策担当課長 それでは、資料を順次説明させていただきたいと思います。協議資

料をごらんになってください。

1枚めくっていただきますと、まずここで、1.教育行政を取り巻く環境を整理させていただきます。3点あります。

まず、1.少子高齢化は言わずもがなでございますけれども、我が国においては非常に急速な少子・高齢化が進んでいるという状況がございます。きょうお示しました資料につきましては、現在実施してございます第四次総合計画における当市の人口推計のグラフをあらわしたものでございます。これによりますと、平成31年の13万8000人をピークに、海老名市においても人口減少が始まるということで推計をしております。

少子・高齢化ということでございますが、一番上のところに点々が描いてあります。平成7年当時はこの帯もかなり細いのですが、その後、急激に広がってくる。これはちょうど65歳以上の高齢人口に値するもので、高齢化が進むということがこれでわかるだろうと思います。

また、中央のグレーのエリアについては、生産人口、15歳から64歳までの帯についてはだんだん少なくなっていくということがこれで見えてとれるだろうと思います。

また最後、下がゼロ歳から14歳ということで、これは年少人口ということで微減をしていくというようなことで、海老名市では少子・高齢化を捉えていると。

ただ、このデータについてはかなり緩やかな少子・高齢化を見通していると。実際に人口問題研究所などのデータを見ますと、これ以上に厳しい。例えば少子化については現状13%程度を海老名市では見越していますが、人口問題研究所では海老名市においては9%まで少子化が進むだろうというようなデータも示されております。

いずれにしても、そういう状況にあるのだということをこの表が示してございます。

1枚めくっていただきまして、次に、2.義務教育施設の現状と課題です。ご案内のとおり我が国は、戦後、高度経済成長ということで右肩上がりの経済成長で進んできました。それに合わせて人口も急増するということが、これは都市問題ということ。学校の不足、下水道、さまざまございました。海老名市もその例に漏れず、人口急増ということで、子どもたちの人口が増えたために学校を建設していった。その結果、小学校13校、中学校6校、計19校の義務教育施設が整備されたという状況でございます。しかし、一方で、これも現在の社会問題になってございます。国内のさまざまな社会資本がほぼ同時期に整備をされたということから、その老朽化、疲労が激しく、さまざまな事故なども起きているような状況でございます。ということで、海老名市でもそれらの対策を練って

きたところですが、十分に保全にかかる経費を確保できていないのが現状でございます。

この表は平成25年度からありますけれども、以降、市内の小中学校の校舎を初めとするさまざまな教育施設の改修計画の案でございます。特に校舎内装改修工事については29年度までに16校の着工を予定するということで、多額の財政支出が必要になってくると考えられます。このようなことから、子どもたちが安全で安心して学校生活を送ることができるよう、限られた予算をいかに学校の保全にかかる経費に振り分けていくかが本市の行政経営という意味でも大きな課題になっているのだということでございます。

3点目です。右の表です。23ページです。3.海老名市の財政状況です。これは、平成25年度当初予算の参考資料を資料として掲載させていただきました。

まず、歳入の推移です。長引く景気低迷の影響などによりまして、歳入の表の上段、白い部分になりますが、市税が6年連続して減少しているという状況です。ただ、総額として余り変化がないのは、国費、国の交付金であるとか、もしくは補助金、そして黒のところです。起債、一般的に言うと借金を少しずつふやす中で何とか財源を確保してきているという状況でございます。

また、一方、歳出についてです。ごらんになるとわかるとおり、これについては右肩が上がりです。特に昨今は、子ども手当の支給事業、あるいは生活保護費などの扶助費の増加によりまして義務的経費が増加の一途をたどっている状況でございます。ということで、非常に財政の硬直化が進行することが懸念されているという状況が見てとれるということでございます。

以上3つが海老名市を取り巻く環境でございます。

次に、それを踏まえた上で、それでは、II.海老名市野外教育施設「富士ふれあいの森」の現状と課題を整理させていただきましたのが、24ページ以降の表になります。

まず、1.現状と課題で(1)利用者数に着目をしてございます。表をごらんになっていただきますとわかりますように、平成7年度に開村をいたしました。その後、3年目の平成9年度が6,636人利用がありました。ここをピークに横ばい傾向が続いているという状況でございます。団体利用については微増、個人利用については開村以来減少傾向となっているという状況でございます。こういった状況を踏まえて、平成18年度には指定管理者制度を導入するとともに、市内の小中学校への利用協力であるとか、各種利用促進策を講じてまいりましたが、利用増にはつながっていないというのが現状でございます。

なお、24年度に若干この折れ線グラフが上がっていますけれども、これは座間市が野外

教育施設を廃止したということで、座間市の子どもたちが利用しているものに伴う増でございませう。

次に、②現状（利用者数【市内・市外別】）の【利用者数（市内・市外別）】でございませう。平均を見ますと88%、約90%の方が市民の利用になってございませう。市内利用についてはほぼ横ばい、市外については横ばいあるいは微減という状況でございませう。先ほども説明しましたように、24年度については市外の方が増加しているということで、市内利用率については77%に下がっているという状況でございませう。これが現状ということだす。

1枚めくっていただいて、26ページで③課題（利用者数）を整理しました。年間利用者の延べ人数としては毎年6,000名程度で推移をしているということで、利用者数は非常に低調であると。この低調については、これまでも議会等で利用促進についてご指摘をいただてきているものございませう。先ほどもご説明しましたが、平成18年度以降、民間ノウハウの活用を図るべく、指定管理者制度を導入して、富士ふれあいの森のホームページを開設したり、宿泊料金半額プラン、星座観察会、親子ふれあいキャンプなど、新規イベントの実施など利用促進のためにさまざまな手だてを講じてきたところだす。しかし、繰り返しになりますが、利用増には残念ながらつながらなかったと言えませう。また、この表だす、バンガローの稼働率を示させていただきました。18年度以降、指定管理者を導入していますので、そこからのデータになりますが、現状としては24年度実績でも21.3%と稼働率は非常に低いということで、施設の十分な活用がなされていないことが、これまでのデータを確認をする中で課題として整理することができたと思ております。

次に、(2)経費（コスト）でございませう。一般的に事業をする上では、初期投資（インシヤルコスト）と実際に事業を遂行する上での管理運営費というものがかかります。ここに記されていますように、インシヤルコストについては3億5000万円。これを20年間という計画でしたので、その中で減価償却をしていくというような狙いだす。ランニングコストが平成23年度決算額で4,487万円、約4,500万円が年間ランニングコストとしてかかっている状況を確認することができました。

これを踏まえて、次の28ページになります。②課題（コスト）を整理いたしました。施設利用が先ほども申しましたように低調な中、年間4,500万円ものランニングコストが現状かかっていると。これを平成23年度実績で見ますと、決算額が先ほど申し上げました4,487万円に対して、利用者総数が5,783人ということで、利用者1人1泊当たり、税金の持ち出し分ということになりますが、7,759円支払われている状況になってございませう。

これらから利用者負担を考慮しますと、小中学校の利用の場合には保護者負担を約4,300円いただいているということですので、1人の子どもが富士ふれあいの森を1泊2日で利用しますと1万2,000円の経費がかかっているということになります。さらには、建築後、約20年経過しているということから、今後10年の間には、集合棟やトイレ、シャワー、水回りといったものの修繕、外装、空調等の設備改修に約5,000万円程度の改修費用が見込まれてございます。さらには、先ほどの利用率の非常に低いバンガローでございますけれども、木造ということもございます。各ご家庭でもそうでしょう。建築後、30年以上経過すると当然傷みが激しくなまってまいりますので、修繕はもちろんのこと、ケースによっては建てかえの検討も必要になってくるということで、今後老朽化とともに施設修繕費に経費が見込まれる状況でございます。

以上のことから、課題としては、コストが高く、費用対効果が低い施設に現状としてはなっているということが整理できたと思っております。

(3)施設利用期間でございます。これは前回、教育部長からもお話をさせていただきました。20年間という契約期間を設けてございます。その20年の満期を平成26年9月30日、来年の9月30日でちょうど20年を迎えるということでございます。計画の中で1年前以上に今後の意思表示をすることになっており、本年9月30日までには廃止の是非を決定し、意思表示をしなければいけないような状況でございます。ということから、土地の貸借契約について期間満了が迫っているということが大きく3つの課題になってございます。前回はそこまでのご説明でございました。

それでは、一方、海老名市を除く他市ではどのようになっているのかということをご参考として、資料として整理をさせていただきました。近隣自治体の調査結果を表としてまとめてございますので、ごらんになってください。横浜、川崎、横須賀、三浦などの政令都市でもかなり規模の大きいところ、県西の遠いところについては除外をさせていただきます。13市を調べたところ、県内13市中9市が自前の野外教育施設を持っていることがわかりました。しかし、施設が非常に手狭である、また老朽化をしているなどを理由に、ヒアリングの結果、実際には自前の野外施設を利用しているところはほとんどなくて、利用していない、もしくは大半は県立の施設、他の施設を利用していると回答した自治体が6自治体ございまして、自前の野外教育施設を活用している自治体は、相模原市、政令指定都市ですが、人口71万8,000人都市です。藤沢市については中核市の申請をさせていただきますが、政令市と同程度の権限、もしくは裁量を持つ自治体として地方自治法の中で指定をされて

いる都市でございます。41万7,000人都市の藤沢市。特例市ということで、人口22万4,000人の厚木市ということで、人口20万人以上の大都市のみが自前の施設を持って活用しているのだということがわかりました。

このようなことから、小中学校の野外教育活動に自前の施設を利用している自治体は少く、また、1自治体で野外教育施設を効率よく活用するためには、人口規模が非常に大きくて、利用率が一定規模以上確保できることが施設運営のポイントになるだろうということもわかりました。

なお、自前の野外教育施設を持つ9自治体のうち、藤沢市を除く8市は市内に持っているということも併せてわかりました。こういう状況でございます。

いずれにしましても、他市の状況を見ますと、人口規模の大きいところがこういった施設を活用できるのではないだろうかということでございます。

次に、30ページをお開きください。それでは、そういった前提条件、課題などを踏まえた上で、本市のⅢ. 野外教育施設「富士ふれあいの森」の方向性の考察をする必要があるだろうと思います。まず、考察する前に、海老名市の野外教育施設「富士ふれあいの森」というのはどういった行政サービスなのだろうかというものを記した表がこちらになります。教育行政サービスを公益的、私益的、必需的、選択的の指標で区切ってございます。この指標によれば、例えば公益性が非常に高く、必需的なもの、義務教育ですね。市内小中学校などが言えるだろうと思います。公益性は高いけれども、選択性が高いもの。同じ義務教育でも、私立小中学校は本人の選択によるものだということで、こういったサービスに切り分けすることができるだろう。こういった形でさまざま教育行政サービスを切り分けていくと、野外教育施設については、海老名市の場合には義務教育、教育の一環として全員の子どもが参加しているということですので、公益性については非常に高いだろうと思います。しかし、供給主体というふうに見たときには、必ずしも海老名市が供給する団体ということではなくて、県営のものもあれば、もしくは民間のものもあるということでございますので、公益性はあるけれども、選択性の高い事業であるということが言えるのだと思います。

まとめますと、野外教育施設のサービス供給主体は、「代替え可能」なサービスになるというふうに位置づけられるだろうと思います。

次に、右面をごらんください。31ページです。そういったサービスなのだということを念頭に置きながら、実際に、それでは、富士ふれあいの森は代替可能だということですので

で、代替施設のメリット、デメリットを比較させていただいたものがこちらの表になります。これは、平成25年1月に提出をされました野外教育活動のあり方についての報告書に記された内容から抜粋をして整理したものでございます。

まず、富士ふれあいの森のメリットといたしましては、市内の学校が優先的に利用可能である。スタッフが常駐していることから、プログラムの計画段階から打ち合わせが可能であるといったことが挙げられるだろう。一方、デメリットとしては、常駐スタッフがいることから、野外教育プログラムに係るノウハウが各学校に十分に蓄積をされない。また、施設が固定されることで、各学校の「ねらい」や「活動内容」の選択肢が狭まってしまふといったことが挙げられます。先ほどの各自治体の野外教育施設担当者にもヒアリングを行いました。その際に、ある自治体では自分たちで野外教育プログラムを構築しているということで、そのプログラムについて先生方が自信を持っているというようなヒアリング結果をいただくような自治体もございました。

次に、(2)「他施設」の利用メリット・デメリットでござります。「プログラムが豊富である。」「各学校に野外教育プログラムのノウハウが蓄積できる。」など、選択肢が広がることから、各学校の「ねらい」だとか、当然学校ごとに違うでしょうから「活動内容」をもとに施設選択が可能になってきます。一方、事前予約の際に、例えば県営施設など人気があるところだと予約が重なってしまうようなことがあって、他の利用者との競合があるようなことがデメリットとして言えるだろうと思います。

ここでまとめさせていただきますと、施設予約の面では富士ふれあいの森の利用のほうにメリットが大きい。一方、ノウハウの蓄積や学校の選択肢の面では他施設の利用のほうにメリットが大きいというようなことが言えるだろうと思っております。

3. 「富士ふれあいの森」利用と「他施設」利用コスト比較です。先ほども1人頭のコストについてはご説明をさせていただきました。ここでは、一定の前提条件をそろえた上で比較をさせていただきます。基本的には、1泊2日、利用者1人当たりのコストを計算しており、「他施設」利用の場合には県営施設で試算しております。これはあり方検討委員会の中でも他施設をご利用になっていただいておりますので、そのデータを使うために採用させていただきました。「富士ふれあいの森」利用の利用経費については実績の平均値。プログラムによっても若干費用が異なりますので、平均値とさせていただきました。その結果、利用経費については「富士ふれあいの森」「他施設」を利用した場合でも4300円前後ということで、ほぼ同じような額だとわかりました。一方、先ほどお話ししましたよう

に、富士ふれあいの森の場合には市の負担金として7,759円投入をされていますので、1万2,076円かかります。他施設の場合には4,372円がかかるということで、富士ふれあいの森を利用したほうが約2倍のコストがかかっているという状況を把握することができました。

以上、環境、課題、考察ということで、これらを踏まえて、一番最後のところに4.富士ふれあいの森の方向性（結論）ということで書いてございますけれども、教育委員会事務局では、社会状況、先ほどの課題、あり方検討委員会の結果などを踏まえた上で廃止の方向性を示させていただいたところでございます。

よろしくご審議をいただければと思います。

○海野委員長 それでは、ただいまの説明に対しまして、ご質問またはご意見がございましたらお願いします。

○松樹委員 ちょっとお聞きをしたいのですが、平成18年から指定管理者が入ったということなのですが、24ページの資料なのですが、利用者数は、平成18年、この個人というのは、小学校、中学生以外の全くの個人という観点でよろしいでしょうか。

○特定政策担当課長 委員がおっしゃられるとおり、団体というのは、各種協議会や、少年団体などで、個人は、ご家庭でのご利用ということで結構だと思います。

○松樹委員 これを見たとき、これは社会ニーズなのかもわかりませんが、平成18年から、指定管理者を入れてから、がくっと利用数が落ちているのですね。平成18年の段階で指定管理者、どういう観点で入れたのか、私も文書を読んでいないのですが、ただ、利用数の向上だとか、サービスの向上だとか、もちろん費用の面とか、いろいろなことを考慮に入れてやったはずだと思うのですが、今のご説明で、ホームページをつくったり、親子ふれあいキャンプをやったりとか、いろいろやっているのだけれども、利用者が上がらないとはいえ、ピークの3分の1以下に減ってきている状況で、これは何が問題なのかという分析をしなければならぬのかな。指定管理との契約状況がどうだったのか。利用者数、稼働率の話をするのであれば、その辺の部分もしっかりとデータで押さえて議論をしていったほうが私はいいのではないかなという気がするんです。その辺はいかがでしょうか。

○特定政策担当課長 委員がおっしゃられたとおりだろうと思います。社会では多様性が求められてございます。過去に海老名市でも蓼科荘という市民休暇村がございました。その施設についても利用率が低調で、年々下がっていく。その大きな理由は、やはりリピー

ターがないということが一番大きいだろうと思います。よくテーマパークでも、ディズニーランドの場合にはリピーターを呼び込むので、利用が活性化されるという側面がございますけれども、そういうのがないところはどんどん右肩下がりになる。学校からの利用者というのは毎年同じような人数が供給されてまいりますので、団体利用としては一定程度は確保できましたが、結局リピーターがない。そういう意味では、施設としてのもう1回行きたい、また行きたいと思える面が、指定管理者を導入したものの、なかなか市民の皆様の心を捉えるまでいかなかったのだろうと思ってございます。これは大きな反省点だろうと思います。

○教育部長 若干違う観点でのお答えをさせていただきたいと思うのですが、この表を見ますと、実は平成12年度ぐらいがピークと見えると思うのです。そうすると、私の記憶で大変恐縮なのですが、一時期アウトドアブームというのでございましょうか。オートキャンプ場が非常にふえてきたとか、そういった時期がございまして、それがある程度のピークのところから下火になってきているという、日本国内全体の状況というのもしかあったのではないのかなというふうに、記憶で申しわけないのですが、そんな要素もあるのかなと思っております。

○松樹委員 もちろん社会情勢も私はあるかと思うのですが、やはり指定管理者の企業と、私も教育委員という立場にきのうきょう入ったわけではありませんので、反省しなければならないと思うのですが、例えば指定管理者の方とどういうアクションを起こして市民の方に訴えかけをしていくかとかという、その辺が私は、これを見た限りでは少し不足をしていたのではないかなという気はするのです。別に誰かが怠けていたとか、そんなことを言っているわけではなくて、社会ニーズを捉えた中でという形で、このデータだけ見ますと、ちょっとそんな感じを受けました。

もう1点、29ページの3.他市の状況なのですが、他市は、足柄ふれあいの村、愛川ふれあいの村というのをほとんど使っているのですが、廃止という案件が上がってきておりますのであえてするのですが、例えば海老名市内の19校が愛川ふれあいの村、足柄ふれあいの村にこれから新たに入りましょうと。キャンプ場って県内に10個も20個もあるわけではないと思いますので、多分ここに競合するのだと思うのですが、そうなったときに、この辺の稼働状況というのは入る余地があるのかどうか。その辺をちょっとお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

○特定政策担当課長 あり方検討委員会の中でも、対象とする他施設ということでご提案

をいただいているところでございます。また、一番ご心配なのは、使えるのだろうかという事ですけれども、事前に愛川ふれあいの森であるとか、他の施設にも確認をとってございます。これについては、過去利用しているから、そこが優先されるということではありませんということです、利用者が少ないところで申し込めば当然使えますよというようにお話をいただいています。

ただ、その観点については非常に重要だろうと思っておりますので、現在、他の施設でも使えるかどうかというのをさらに調査しているところでもございます。

○松樹委員 もちろん競合し合えば、例えば抽せんとか、いろいろな状況が生まれてくるかと思うのですが、やはり学校の教育課程の編成は多分1年以上前から決められるかと思うのです。そんな中で急にとれなくなってしまったと、プログラムを入れかえたりする作業というのは大変な労力で、私は簡単な話ではないと思うのです。しかも、例えばことしの5年生は6月に行ったけれども、とれなくて、次の5年生は10月に行きました。そんなことは実際にあり得る話だと思うのです。それがいいのか、いけないのかという話ではないのですが、そういう状況も生まれてくるのではないかなと懸念をしたので、ちょっとご質問をさせていただきました。ありがとうございます。

○田中委員 この間、7年間ぐらいの中で検討委員会がずっと開かれてきたわけなのですが、その結果として継続という要望が出ていると思うのですが、それだけではなくて、検討をしながら継続するにはどうしたらいいかみたいな話は具体的に出ているかどうか、そのことをお聞きしたいのです。具体的に継続するための、つまり稼働率を上げるとか、どうしたらいいかというアイデアとか、そういうものが出てきていたのかどうか、お聞きしたいのですけれども。

○特定政策担当課長 過去に継続利用のためにという話がなされてきたのかということでもございますけれども、施設の性格上、当然税金を投入する施設でございますので、その前提として、施設の有効活用というのは野外教育施設に限らず、全ての施設が責を負うものだろうと思っております。ということから、その1つが指定管理者制度の導入であったり、もしくは指定管理者による各種、我々行政ではでき得なかったサービス提供。又は、行政内部でもできる努力ということで、市内小中学校への更なる利用促進の依頼なども並行して行ってきたところでございます。以上のとおり、本来市がやるべきことについては、先ほどのお話のように不十分な部分はあったのかもしれませんが、継続的に行ってきたところでございます。

○**田中委員** もちろん何もしてこなかったということではなくて、ただ、今、本当に結論を出さなければいけないこの時期になって、もっとできたことがなかったのかなというのをどうしても私は感じるのです。もちろん星座観察会だとか、半額プランだとか、親子得々プランみたいなものをきっと出したのではあるのでしょうかけれども、では、その宣伝が十分だったかという、やはりそうではなかったような気がするのです。この間、前回の教育委員会定例会でも話し合われたように、もっと現場の方からお聞きしたいということで、いろいろお聞きしたのです。そのときに、愛川ふれあいの村はこういうものを出している、各学校にも届くし、宣伝をよくしているのだと。ただ、富士ふれあいの森からは来ない、そういうものがないということもお聞きしました。こういうものって、やはり見るのですよね。目に入る、とまるし、写真もついているので、こういう細かな宣伝をするということ。

もう1つ言えば、これはお聞きしたいのですけれども、広報にもどのくらいの回数で広報に、今すぐには出ないかもしれませんが、この間に宣伝として出してきたのか、それをお聞きしたいなと思うのです。なぜかという、富士ふれあいの森の存在を知っている市民が本当に少ないです、お聞きすると。そうすると、市の財産でありながら、学校、教育委員会の財産でありながら、それは市民にお伝えしなければいけない責任はやはりあったのではないかなという気がしているので、今後のあり方としても必要なことだと思いますので、ちょっとお聞きしたいです。

○**特定政策担当課長** 申しわけありません。年間の広報掲載回数だとかというのは手元にはないのですけれども、委員おっしゃられるとおり、結果、十分な活用がされていないということ。実際にヒアリングをされたことなどを考えると、やはりPR、宣伝については不十分な面があったのだろうなどは感じています。

○**平井委員** 本当に細かな資料が提示されたと思うのですが、行政側からはすごいこういうふうな資料提示なのですが、学校サイドからいった教育効果的なものや課題というのを今どんなふうに捉えていらっしゃるのか、そこをお聞きしたいと思います。

○**特定政策担当課長** 学校もしくは教育の側面からどのようなお考えなのですかというご質問でございます。今回お配りをさせていただきました方向性の資料の一番最後のページにポンチ絵が示されています。私ども本日説明させていただいたのは、グレーの社会状況の変化、右側の課題を中心にご説明をさせていただきます。まさに今、委員からご指摘があったのは、その右側にある「野外教育活動のあり方について」（「野外教育活

動の必要性＋代替活動場所」を提言) ということで、平成23年の7月から平成24年の12月までの間、計5回にわたって野外教育施設のあり方について、学校の先生なども含めながら議論を重ねてきてございます。その中で言われているのは、やはり野外教育施設は子どもたちの成長にとって、ひびきあう成長の実現にとって非常に重要なものであるというようなご提言をいただいています。ですので、野外教育活動を否定するものではありません。逆に、さらに野外教育活動については子どもたちのためにも充実を図っていく必要があるのだろうという捉え方をさせていただいています。ですので、先ほど松樹委員からもお話しありましたが、代替施設についてはきちんと担保していくということが重要なのだろうと思っております。

○教育担当理事 私のほうでもう少し、直接的な側面もお話しさせていただきたいなと思います。

単純に自然の中に行って、みんなで食事をつくったりして、ただ楽しむ。もちろんそういうことも期待できる効果の中にあろうかとは思いますが、大きな狙いとして、これは学習指導要領の中にも触れられている部分で、特別活動の分野の中にあろうかと思えますけれども、一言で言ってしまえば、要するによりよい人間関係を集団生活を通して作り上げていくことを狙っているということです。例えば一緒に食事をつくる、あるいは樹海の中を歩くとか、樹海に限らずですけれども、そういったことをする中でお互い助け合う。それは協力するということにつながるわけですが、昨今非常に希薄になってきたと言われるような人間関係。いわゆる座学では、教室ではなかなか学べないようなことを利用と言ってしまう言葉は悪いかもしれませんが、そういった活動を通じて養っていくとか、培っていくことが大きな狙いになる、教育効果の高い部分であると考えています。

○海野委員長 先ほどの特定政策担当課長の説明で、人口規模が少ない都市ということで、人口規模が多い都市だから施設をお持ちだということをお聞きしたのですが、反対に、人口規模が少ない都市だからこそ、野外教育施設が海老名市の教育の柱となってという考えはないのでしょうか。反対に、少ない都市がこういう教育施設を持つことが海老名市の教育の柱と考えてはダメなのでしょうか。

○特定政策担当課長 そういったご意見も非常に貴重だろうとは思ってございます。そういったご意見もまた、多々あるだろうとも思っています。ただ、先ほども言いましたように、今、年間4,500万円かかって、さらに将来に修繕だとかという多くの経費がかか

ることが現段階でわかっています。また、市内の小中学校の大規模改修も目前に迫っている中で、少しでも今の子どもたちに、後世に負担を残すことがないようにしないといけないのだらうと思います。それが今現在、我々働く世代が将来の子どもたちの負担を考えて決断していくことが求められているのだらうと思っております。よって、確かに野外教育施設を自前で持っていて、そのまま利用できれば一番いいと思いますけれども、断腸の思いではありますが、そういった中で決断せざるを得ないというような考えのもとに、これらの整理をさせていただいております。

○海野委員長 もう1つ、先ほどの説明で30年を経過した施設は修繕しなくてはならないということでしたけれども、最初から20年契約ではなくて、30年契約でしたらよかったのではないかなと思ったのですけれども、いかがでしょうか。

○特定政策担当課長 その当時、20年にした経過、詳細はわかりかねますけれども、今の時代、非常に変化の早い時代ですので、長期契約というのも余り長いものは求められなかったのだらうと思います。やはり時代の変化に合わせて当然その変更ということも考えることが必要です。「行政は一度始めてしまったら、最後までやらなければいけない。」「仮に効果のないものでもやらなければいけない。」ということがないようにしなければいけないと思いますので、一定の期間は必要だったのかなという気がします。よろしいでしょうか。

○海野委員長 知らないもので、すみません。

○田中委員 この施設を維持するため、どれだけ大変かというお話を伺って、本当にそうだなと思いますし、我々大人が未来の、子どもたちの将来のためにお金をどうやって使っていくかということも大事なことだということもとてもよくわかっているのですけれども、せっかくある施設を維持する工夫というのは、さっきも申し上げましたけれども、私は必要だと思っているのです。例えば去年から座間市が入っているのですけれども、他市との維持のための折半というか、他市にもお願いをして、何割かを維持管理のために予算を立ててもらおうとか、そのような話し合いというものはしたことがあるのでしょうか。それとも全くないのでしょうか。

○教育部長 この施設についての話をさせていただく前に、ごく最近の話といたしまして、消防の関係の共同指令センターというものを今、柏ヶ谷小学校のすぐ西側になるのでしょうか。海老名消防署北分署に言ってみれば救急通報、119番を受ける場所を3市で共同してやれば効率的ではないでしょうかというお話がございまして、それについて、座間

市、綾瀬市、海老名市で話を進めた中でおおむね建設にこぎつけているわけですが、けれども、その費用負担の話の中でもかなりお話をしたのですが、なかなか……。例えば土地は海老名市の土地でございます。そうすると、その土地の負担はどうかというようなものも出ておったようですが、こういうことを申し上げていいかどうかなのですけれども、客観的な話ですので申し上げますと、今の3市で申し上げますと、財政状況がその中でよいのは海老名市なのです。両市は、さすがに今あるものを新たにかえとしても、費用負担というのに非常に困っておるところがございまして、仮に今回の富士ふれあいの森についてそういう共同維持のことを話しかけたといたしましても、仕組みといたしまして市外でできるということもございしますので、働きかけたとしても、その可能性はほぼゼロに近いのかなと思っております。

○田中委員 正式にはそういう申し入れをしていないということですよ。打診もしていない。打診というか、話し合いの中では少し出ている。これからの時代は、何か1つのもを維持したり、みんなで分け合ったりしていく時代なのではないかなと思っております。例えば原発の問題で電気が足りないときは、ガソリンですよ。足りなくなってしまうとかというときには、車をみんなで乗り合わせていこうとか、だんだんそのような地球規模の中で考えていく時代だと思っておりますので、本当に大事なことだと思います。こんなに素晴らしい施設を他市と折り合いながら、協力し合いながらコーディネートして使っていくのは、子どもたちにとってもとても大事なやり方なのではないかなと私は思っているのです。それでお聞きしたのですけれども、もし維持するとすればそういう工夫もできるのではないかと思ったのでお伝えしておきます。

○教育部長 財政面というのでしょうか、市の運営上の話からいたしますと、重ねての答弁で申しわけありませんが、それは非常に難しいであろうと思っております。

○松樹委員 今の田中委員の話で、例えばほかの市町村と一緒に持つなんていうのは難しいとか、いろいろな考え方があって、例えばサポーター制度をつくるだとか、もちろん指定管理者の費用から抜本的に見直すという考え方もありますし、それはプラスアルファの今後の話になるのかもしれませんが、お金の面での話をするのであれば、いろいろなシミュレーション、いろいろな考え方があってもいいのではないかなという気はするのです。もし継続という話になったとしたら、例えば植樹して、1人1本ずつ木を植えていって、少しお金を多くもらってサポーター制度みたいなものをつくるとか、子どもたちを支えてみませんかとか、何か会員制度みたいなやつをつくるとか、それは海老名市民だけでは難

しいのかもしれませんが、いろいろなシミュレーションというか、もう少し頭をやわらかくして考えていける側面も私はあるのではないかなという気がするのです。財政状況が厳しいからほかで探してくださいという中で、先ほど特定政策担当課長からお答えをいただきましたけれども、市内19校がほかのキャンプ場を探してくださいといった中で、座間も今8校使っていますので、プラス8校、27校が全て出るわけです。神奈川県内というか、近隣を含めた中で果たして場所が確保できるのかということと、大変申しわけないのですが、学校の先生なんかと話をしている、この20年間、富士ふれあいの森を使ってきて、20年前に入ってきた先生はもうベテラン中のベテランになっているわけです。新しい先生たちはほかのところを使ったことがないから、不安感だとか、今までやってきたプログラムで、あそこには常駐スタッフがおりますので、今までは、私たちが子どものころは、キャンプへ行けば、はっきり言ってほとんど食事です。平井先生なんかはよくご存知だと思いますが、行って、カレーをずっとつくって、次の日、朝、ご飯をつくって、ご飯を片づけて帰りますみたいな、ご飯をつくりに行っていただけ。と言うと、ちょっと語弊がありますが、先生たちには違ふよと言われるかもしれないのですが、記憶的にはそうなのです。

ただ、今の向こうのプログラムでは、食事より、ほかの自然活動といえますか、プラスアルファの体験、また、もっともっと、こんなこともできるのではないかという中で私は、前回から学校の先生なんかとちょっとやりとりをした中で、一からほかのところになると、また戻ってしまうのではないかという形なのです。ご飯だけつくりに行っているのではないかと。そんなふうになってしまうのではないかなんていうご意見もいただいていますので、平井委員なんかは先生をやらせていて、できれば私はちょっとご意見をいただきたいのですが。

○平井委員 私も今までやってきましたけれども、やはりこれだけの条件がそろっているところはないと思うのです。愛川ふれあいの森も確かに施設面ではいいということですが、使っている人たちの様子を聞くと、もう限定されてしまっているもので、それ以上広げることがなかなかできないというお話も聞きます。プログラムの編成によってはまたいろいろな活用があるのでしょうかけれども、この間も富士ふれあいの森に行きました。施設を見ても、子どもたちを連れていったときの目ではなくて、改めて見てみると、本当にそれだけの費用をかけただけの施設が備わっていると私は改めて実感しました。修理修繕も必要なのでしょうけれども、まだまだ使える。炊事場のほり1つをとっても、今あれだけのものを使うには大変だろうなというぐらいのいいものが使われています。炊事場の充実を

なくしてしまうということが私としては、これを真っさらにと考えたときに、私たちが今までやってきた子どもへの教育は何だったのかなと。

先ほど後世に税金的な負担を残さないようにというふうなお話もありましたけれども、やはり子どもの心の教育というのはお金にはかえがたいものだと思うのです。海老名市では、えびなっ子プランの中でひびきあう教育、21世紀の海老名を担う子どもという形で子どもたちを育てているわけですから、やはりそのあたりをどういうふうに海老名が捉えているのか、教育委員会が捉えているのか。そのためには、やはり野外教育施設が1つ大きなかなめになってきていると思っています。それははじめも含めて、人間関係づくり。そういう部分でもこの施設を、いろいろな形で今出ていますけれども、教育現場だけではなく、行政だけでもなく、やはりここで、それぞれの立場でもう1度それぞれの活動等を振り返ってみるべきではないのかなと思っています。

○教育担当理事 教育委員会も体験活動というのは、この冊子にもありますけれども、先ほども申し上げましたように非常に大切なものであると捉えています。あり方検討委員会では、もちろんそういうふうな結論を出しています。

片や、その一方で、教育はやはりお金に規定されている面は否めないといえますか、否定できない部分があると思います。今回の件で言えば、ランニングコストが4500万円かかって、初期投資はともかくとしても、それを今後も含めてどうするのか。片やそのお金を他の教育活動に振り向けることも可能だし、また、野外教育活動をほかのところでやっても同じような、今の富士ふれあいの森でやっているのと同じような教育的な効果を得られて、なおかつお金が、ランニングコストが4500万円かからないのであるならば、やはりそのようなことも視野に入れざるを得ないというか、考えていくべきなのかな。そして、なおかつ、それでもまだお金が余るならば、ほかの教育活動に逆にもっとお金をかけることができるという考え方も1つできるのかなと思っています。

○田中委員 もう1つ、現場の先生たちに少しお聞きして、私個人の主観ではなくて、現場の先生たちが何を望んでいるかを聞いてきたのですけれども、そのときに、富士ふれあいの森というのはスタッフが本当に温かいのだと。心が温かくて、心だけではない。子どもがけがをしたときには夜でも病院に連れていってくれたり、戻ってきて食事づくりや活動にも目を配ってくれる。ほかの施設はそうではなくて、施設を管理するためのスタッフである、その違いが大きいのだっておっしゃったのです。中学の先生なんかには言わせると、学校の先生が何にもやらないでスタッフに任せているのはどうなのかとか、先生がも

っと企画してやれないようでは困る、現場にお任せしてという視点もあると思います。

ただ、例えば、特に小学校の場合なんかは小さい子ほど先生たちが見守る、スタッフはいろいろなことに手を出してもらって見守っていたり、この子はこういう傾向があるなとか、こういうことに困っているのだとか、友達関係でどんなふう困って、そこを乗り越えていっているのだろうか、そういうことを見る期間になっていくのかなと思っていて、瑣末なことかもしれないのですけれども、そういう大切さが富士ふれあいの森にはあるのだということを、私、その話をお聞きして感じたのです。それが教育的効果につながっていくのではないかと思います。

○松樹委員 稼働率の話も出てきて、小学校は13校中3校が2泊3日という形の中で、学校回りをしてきた中で、1泊2日の学校の方に少しお話しさせていただいたのですが、稼働率を上げるために2泊3日はどうですかと言ったわけではなくて、1泊2日と2泊3日では、教育的効果はどちらが高いですかという話をさせていただきました。いや、2泊3日ですよねなんていう方もいらっしゃって、何で2泊3日にしないのですかと。いや、毎年そのまま1泊2日に来てしまっているからという学校もあるのですが、あえて投げかけをさせていただいて、野外教育活動をどう捉えているのか、しっかり話し合ってくださいという話もさせていただきました。

教職員の中でもなかなか……。大体5年生がキャンプだと思うのですが、ぱっと組まれて、ベテランの先生もいれば、新人の先生なんかもいらっしゃったりなんかして、改めて野外教育活動って何だろうかと捉えて、校内で校長先生、教頭先生を交えて、けんけんごうごうとは言わないですが、話し合う場面って、今まで実はなかったのではないかなと思うのです。申しわけないですけども、してくださいという話をさせていただきました。今それだけ問題といたしますか、こういう議題が上がっていて、どう捉えているのですかというのを真剣に考えてくださいと。各先生たちが真剣に考えていないだけではなくて、そういう話し合う場面がなかっただけだと私は思うのです。各先生に聞きますと、これがいいのだよね、あれがいいのだよねって、本当に目をきらきら輝かせながらお話をされているのです。それを全体でもっと共有できるような学校の中の価値観というか、システムとか、そういうのが今までなかった中でやってくださいという中で、もちろん今は投げかけをしているだけです、1校については先日来てくださいという中でちょっと……。去年の担当の先生も全て集まった中でお話をさせていただきました。

改めて来年、2泊3日にしますとか、そういう話はもちろんいただいてはいないのです

が、それも含めた中で教育課程の編成、我々はしっかり捉えていきますといった中でご回答をいただいたりなんていう学校もありました。今こういう議題が上がっている中で、我々も、私たちも含めた中で野外教育活動をどういう捉え方をしていかなければならないのかというのを考えるいいチャンスだし、きっかけではないかなと私は思うのです。それは、大変申しわけないのですが、我々学校現場といいますか、教育委員会だけではなく、逆に海老名市。もちろんこんなところで名前を出すのは失礼ですけれども、市長も含めた中で野外教育活動、それに伴う野外教育施設というものの中でしっかり捉えて考えていくべきではないかなと思うのです。それは海老名市民もそうだと思うのです。海老名市民に対するサービスの中身、内容も含めた中でどうかなという一石をできれば投げられればなと個人的には思っております。

○海野委員長 学校側の工夫も必要ですよ。

○平井委員 私も学校訪問をさせていただいて、ちょっと話をする機会がありましたけれども、やはり学校の先生方は、富士ふれあいの森での効果というか、子どもたちへ大きく成果があるものだなというふうに捉えられているなと感じました。

そして、若い先生方がここでふえていますので、そういう先生方を通して、海老名が抱えるすばらしい自然の中で子どもたちの教育に当たらせたいという思いも強くお持ちだなと思って、帰ってきました。そういういいものがあるのだから、若い先生も学校だけではなくて、疲労感もすごく見えるという話も聞きましたので、やはり子どもたちも含め、先生たちもそういう自然の中に帰って、子どもたちとまた触れ合ういい機会をつくっていくには、富士ふれあいの森での学びは効果があるのではないかなというふうに言われて、賛同するところもありました。

市の教育行政を取り巻く状況や、富士ふれあいの森の現状や課題をきょう説明いただきました。きょうまで2度にわたる論議をしてきたのですが、今のお話を聞いていても、きょう論を詰めるにはまだまだ早いのかなと思います。非常に重要な案件でありますので、結論は慎重に出すべきかなと思っていますので、私ども今まで各学校のヒアリング等に行きましたので、今後それらの結果も十分に踏まえながら、校長会の意見も聞きながら、さらなる論議が必要ではないかなと思いますので、引き続き審議をしたらいかがでしょうか。

○田中委員 賛成です。

○海野委員長 それでは、ただいまの議案第16号について、継続して審議したらどうかと

いうご意見がございました。

それではお諮りいたします。議案第16号について継続審議とすることにご異議ございませんか。

○各委員 異議なし。

○海野委員長 異議なしと認めます。よって日程第4、議案第16号を継続審議とすることに決しました。

暫時休憩いたします。

(休 憩)

○海野委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、日程第5、議案第18号、平成25年度海老名市奨学生選考委員会への諮問についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○瀬戸教育長 それでは、議案第18号、平成25年度海老名市奨学生選考委員会への諮問についてでございます。

提案理由につきましては、平成25年度海老名市奨学生を選考するに当たり、奨学生選考委員会へ諮問したいためでございます。

斉藤教育部長、説明をお願いします。

○教育部長 それでは、議案第18号、平成25年度海老名市奨学生選考委員会への諮問についてご説明をさせていただきます。

次の36ページをお開きいただきたいと思います。1 諮問の理由でございますけれども、海老名市の奨学生、高校生の方を選考するに当たりまして、海老名市奨学金条例第6条の規程がございます。こちらで海老名市奨学生選考委員会の意見を聞いた上で教育委員会で奨学生の決定をしていただくわけですが、その決定をするに当たって意見を反映させたいということで、奨学生選考委員会へ諮問したいというものでございます。

2 過去の奨学生選考実績と本年度の申請状況について、38ページでご説明をしたいと思います。平成25年度、今年度でございますけれども、高校1年生の方の申請が25名ございました。これはもちろん全て新たな申請でございます。高校2年生の方が全部で17名でございます。新たに申請された方が6人、1年生から引き続きの方が11名。そして、3年

生では申請が14人ございまして、新たな方が5人、継続の方が9人ということで、3学年合計いたしますと56人の方から申請があります。新規の方が36人、継続の方が20人という内訳になるところでございます。

昨年度、平成24年度におきましては49人の方から申請がございまして、奨学生として決定させていただいた方が34人という状況です。内訳としては、新規の方が21人、継続の方が13人ということで、不採用とさせていただいた方が15名いらっしゃいました。平成23年度では40人の申請がございまして、この年は35人の方について奨学金の支給を決定させていただきました。新規の方が16人、継続の方が19人という内訳でございます。平成22年度には66人の申請がございまして、そのうち決定が29名ということで半分弱でございますか。新規の方が16人、継続の方が13人。平成21年度は67名の申請がございまして、決定したのが39人、そのうち新規が26名、継続が13名。最後に、平成20年度でございまして、申請された方が25名でございます。そのうち決定させていただいたのが18名、内訳としては、新規の方が11名、継続の方が7名という形でございます。

恐れ入りますが、36ページにお戻りいただきたいと思っておりますけれども、最後に、3今後のスケジュールでございますが、奨学生選考委員への諮問の時期でございますけれども、ここでご決定いただけますれば来月、6月の初旬には諮問させていただいて、選考委員会を6月14日（金）に開きたい。答申の時期でございますけれども、次回の定例教育委員会を6月27日（木）を予定してございますが、このときに答申を受けて、その場で奨学生についてご決定をいただきたいと思っております。

なお、奨学金の交付の時期でございますけれども、7月中旬から下旬を予定してございます。

説明は以上です。

○海野委員長 ただいまの説明に対しまして、ご質問またはご意見がございましたらお願いいたします。

○平井委員 申請者との面談というか、面接をされていると思うのですが、申請者本人の傾向としてはどのような傾向でこの申請を出されているのかというところをお尋ねしたいと思うのですが。

○教育指導課長 面接はほぼ終了しておりますけれども、まだ若干名残っておりますけれども、今回の面接をして、その傾向でございますけれども、母子家庭の方は多数いらっしゃいます。当然生活に困窮されている方が多いといったような傾向でございます。

○平井委員 わかりました。、継続という方たちはほとんどがそういう方たちでいらっしゃると思いますか。

○教育指導課長 継続の方は、昨年度、あるいは一昨年度もそういった形で、奨学生として認めて奨学金の支給をしておりますけれども、やはり今年度もそのような傾向でございます。

○平井委員 もう1点なのですが、スケジュールの中で7月中旬から下旬ということなのですが、この時期をもうちょっと早めることは難しいですか。申請はいつごろ、年度がかわってからですか。

○教育指導課長 できるだけ早期に奨学金の支給をすることが望ましいということではございますけれども、基本的には、生徒がその学校に在籍するかは4月1日以降をもって初めて確定するわけで、それ以降でないと申請ができないので、これが一番早いと思っております。

○松樹委員 勉強不足でちょっと教えていただきたいのですが、平成21年度、辞退というのがあるのですが、これは途中で学校をやめられたとか、いろいろな理由があると思うのですが、辞退というのはどういう観点で……。平成21年度です。辞退者4名というのがあるのですが、教えていただけますでしょうか。

○教育指導課長 辞退の方はいらっしゃるのですが、今手元にそういった細かい資料がございませんので、お答えできかねます。済みません。

○松樹委員 それは後ほど教えていただければと思います。

もう1点、奨学金の財政の支出なのですが、前に基金があったかと思うのですが、取り崩してという形だと思うのです。先ほどの議題と絡んで話しているわけでは全くないのですが、こういう状況下、選考を通過した方全てに12万円をお渡ししますという形で考えてよろしいでしょうか。

○教育指導課長 まず、基金につきましては、一昨年ですか、方式を変えまして、利子もそれほど高くない状況にありますし、その後の寄附についてもそれほど大きいわけではありませんので、平成24年度からは毎年度当初予算で奨学金の予算を計上して執行しております。

もう1点は……。

○松樹委員 予算ですので、例えばそれを上回った場合というのは、補正か何かをつけて……。通過した方は全て、減額とか、いろいろなことを考えないで、12万円という形の中

でやるという考え方でよろしいでしょうか。

○教育指導課長 奨学金の趣旨は、性行良好で、成績優秀な方の就学を支援していこうといった趣旨ですので、例えば今年度は予算を40人分計上しておりますけれども、40人を超えた場合は、補正あるいは流用という形で全ての方に対応しようと考えております。

○教育部長 少し補足をさせていただきますけれども、基金があった時代であっても、基金がなくても、基金から直接ではございません。わかりやすく言えば、預金をおろしてきて、奨学金として支給してしまうわけではございません。基金からおろすことについても、予算に計上する必要がございます。ですから、基金から幾ら一般会計予算に繰り入れるという言い方をするのですけれども、要はおろしてきたお金もちゃんと予算に計上して、市議会の承認を得て、その分を歳出としての奨学金として支出するわけでございますので、基金があっても、なくても、いわゆる執行の方法としては変わらないわけでございます。

○松樹委員 もう1点、これは交付した後の話だと思うのですが、交付した後、どういうお金の使われ方をするのか。例えば初めの面談だとかではそういった話をされるのだと思うのですが、実際に交付された後にそのとおりにそう使ったかとか、また使っているのだと思うのですが、そこまで追跡調査してくれと言っているわけではないのですが、傾向として何が一番……。例えば細かい部活動が何とかだとか、もしかして筆記用具だとか、本当に困窮している方もいらっしゃると思うので、傾向として、何が足りなくて、何がどうなのだとした中で状況を把握しておくことも必要なのではないかなと思うのです。奨学金という制度ももちろんそうだと思うのですが、子どもを取り巻く環境も年々変わっておりますし、その辺をこちらで把握しておくという形で……。もしかして奨学金という形ではなくて、そこに本当にお金が足りないということなのであれば、それに補助ができるような制度が、教育委員会ではなくて、ほかのNPOとかいろいろありますので、補助できる制度があるのかもしれないですし、その辺の傾向というのは大体把握をされているのでしょうか、お願いします。

○教育指導課長 細かく調査をしているわけではございませんけれども、面接の際に必ずどのように使うかについては質問しております。その中で今答えが多いのは、高校に入りますと教科書も自分で買わなければいけませんので、教科書であるとか、文具とかを買いたい。また、例えば中学校であれば学区で、基本的には歩いて行けるのですけれども、通学の費用もかかったりしますので、さまざまな費用がかかりますし、中には部活動を非常

に頑張りたいので、部活動によっては用具とかで非常にお金がかかりますので、そういったものに使いたいという答えがたくさんありました。

○松樹委員 私ばかり何度も申しわけありません。海老名市奨学金以外に、ほかでも申請を出して奨学金をもらっているようなケースってあるのですか。

○教育指導課長 本市の奨学金については把握しているのですが、ほかのところではどのようにということについては把握しておりません。

○松樹委員 また後ほど……。ちょっと思ったのは、いろいろなところでタイミングが合えば……。今いろいろなNPOだとかが補助してくれたりとか、ボランティア団体がこういう申請を通れば援助してくれたりなんていうものもありますので、こちらもらえるんだと、ちょっと言い方は悪いのですが、そういう方がいらっしやらないとは限らないですし、うがった見方をしているわけではないのですが、性行のしっかりした子どもたちのために使ってほしいというのが一番と、それは誰しも考える話だと思うのですが、何かそういうケースも考えられなくはないのかなという気がしてしまったので。そこまで市として把握できる状況ではないのですが、だからといって、どうしろということではないのですが、そういうケースもあるのかなって1点ちょっと心配になりましたので、お酌み取りいただき、心の中に置いていただければ構いませんので、よろしくお願いします。

○海野委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○海野委員長 では、ご質問等もないようですので、議案第18号を採決いたします。この件について原案のとおり可決することに異議ございませんか。

○各委員 異議なし。

○海野委員長 異議なしと認めます。よって日程第5、議案第18号を原案のとおり可決いたします。

○海野委員長 次に、日程第6、議案第19号、(仮称)海老名市教育支援センターの設置についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○瀬戸教育長 議案第19号、(仮称)海老名市教育支援センターの設置についてでございます。

提案理由につきましては、わかば会館との連携強化を図ることにより、特別支援教育等

に係る支援を充実させたいためでございます。

斉藤教育部長、説明をお願いします。

○教育部長 それでは、議案第19号、(仮称)海老名市教育支援センターの設置について説明をさせていただきます。

40ページをお開きいただきたいと思います。まず、1 趣旨にございますように、特別支援教育、さらには不登校、いじめに係る課題は、年々深刻化・複雑化してきております。また、その支援が必要な児童生徒の数も増加をしておるところでございます。そういった課題に対応する方策についてはこれまでも検討は進めてまいったところですが、その中で、先ほど報告第4号でご説明申し上げましたとおり、市立図書館につきまして指定管理者制度を導入しようということで、先ほど図書館条例の一部改正について説明をさせていただいたところがございますけれども、この指定管理者制度導入をきっかけといたしまして、現在市立中央図書館の3階にあります部分ですね。教育指導課教育支援係が所管をしている事業につきまして、これをわかば会館。現在保健相談センター、そしてその西側がわかば会館、さらにその西側に新しいガソリンスタンドがあるんですけれども、そのわかば会館とガソリンスタンドの間にわかば会館の庭がございます。そちらに新たな施設を建設させていただいて、名前も海老名市教育支援センターと改めた上で、わかば会館との連携を強化することが最も望ましいのではなかろうかということでご提案を申し上げます。

<連携強化による効果>といたしまして、大きく3つ挙げられると思います。皆さん、ご存じのようにわかば会館の中にわかば学園がございますけれども、こちらは小学校に入学する前の年齢のお子様についての療育の支援をさせていただいているところがございますけれども、そのお子様たちが実際に小学校学齢期になった場合に、どういう進路をとるのかについての就学相談を現在の特別支援教育の中で実施しておるわけでございますけれども、その相談に訪れる保護者の方が、これまでわかば学園には足しげく通っていらっしゃったのですが、図書館の3階まで上ってくることはなかなかなかったということで、それが隣に来ることによって、ご相談される保護者の方にとって非常に足が運びやすくなるであろうということが1つあると思います。

さらには、実際に今度は就学相談をする教育委員会側の職員でございますけれども、保護者の方はお見えになるのですが、実際に相談の対象となっているお子様がどんな生活をしているのかということについては、すぐ隣のわかば学園にいらっしゃれば、どんなこと

をやっているか、すぐに観察ができる。また、わかば学園で指導されている方との実際の会話ややりとりが非常にスムーズにできるであろうというところで、実際にわかば学園で行っている療育、そして、私どもで行っている教育の継ぎ目がスムーズにいけるであろう。そういう長期間の指導や支援の充実につながるであろうというふうにまず思われます。

また、わかば会館の中には、そこにありますけれども、相談支援事業所として結夢またはびーな'Sというような民間の法人がいらっしゃいますけれども、そちらでも相談事業をされております。それらの相談と私どもの相談ということで、相談できる場が非常に広がる、また相談の解決に向けてチームで支援することができるといった相談支援の充実につながるであろう。

さらには、3点目は物理的な話でございますけれども、わかば会館にある会議室でございますとか、また、今回建設しようとする教育支援センターには、現在あります相談室と同じような面接室をつくってまいろうと思っておりますので、それらの相互利用が図られるであろうということもございます。

2 建設予定地は先ほど申し上げました場所でございますけれども、実は市街化調整区域でございます、建築をするにはある程度難しい区域になっておりますので、そちらについては建築の許可、開発の許可をする神奈川県との調整が必要になるところがございます、それについては事前の打ち合わせの上では一応その方向性が見えてきている。非常に手間のかかる許可までは必要ないのではなかろうかというような一定の話が出ておりますが、それは今後、正式に相談をしていくことになるのですけれども、建設地としては方向性が見えているところでございます。

3 施設概要（予定）のまず(1)事業内容は、現在図書館3階で行っているものとほとんど変わらないと思っておりますので、説明は省略させていただきますが、次に、施設の内容ですが、木造平家建てといたしまして、延べ床面積約430平方メートルを予定してございます。木造といたしましたのは、やはりいらっしゃるお子様方のことを考えますと、木のぬくもりが心の癒しにつながるようなことを願って、木造で計画をさせていただいているところでございます。

4 スケジュール（予定）ですけれども、6月の定例議会に補正予算を、設計費、言ってみれば準備の費用というのでございましょうか、設計ですとか地質調査をいたしますけれども、そういった経費について今回計上させていただいて、それが可決された暁には7

月から建物の設計に入る。それともう1つ、先ほど申しました県との開発協議という手続があります。実際の建築工事については、7月以降の設計によりまして金額がはじかれますので、その金額を26年度当初予算に計上させていただいて可決いただければ、26年度に入りましてから建物の建設工事を着工していきたい。12月、年末に建設工事終了と見込んでございまして、年明け1月から新たな（仮称）海老名市教育支援センターとして開設をしていきたいところでございます。

また、(1)名称でございますけれども、これまで青少年相談センターという名前が非常に通りがよかったと思っておりますけれども、青少年相談センターは主に不登校の支援について対応してきた部分でございます。今後は、特別支援教育、そして児童生徒支援、不登校支援、これらをさらに総合的に支援をするために、移転というんでございましょうか、新たな施設という形で名称についても海老名市教育支援センター（仮称）に変えてまいりたいと思っております。

さらには、(2)相談業務の充実といたしまして、土曜日、日曜日にも相談できる体制を整えていくことについて検討してまいりたいと思っております。こんな計画で進めさせていただきたいということについて、議決を求めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○海野委員長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見がございましたらお願いします。

○田中委員 今回これが提案されているのですが、特別支援教育と児童生徒支援と不登校支援ということを総合的に支援するというので、新しい取り組みだと私は思っているのですが、こういう一緒にやっていくようなことで模範的な取り組みというものを何か…。他市とか、全国的にとか、そういうものを見習いながらこういう案が出てきたのでしょうか。

○教育支援担当課長 まず、そのようなことについて、近年の不登校の非行とか、そういう状況についてお話ししますと、例えば発達障がいの子どもの自己肯定感が低下するなど、将来不登校や非行につながる場合があったりとか、よく今言われるのは、いじめとか非行をきっかけとして不登校につながる場合があったりとか、そういうところでは特別支援教育の部分と不登校支援の部分と児童生徒支援の部分というのが非常に重なり合っているような状況でございます。ですので、教育委員会といたしましては、その部分を協働して対応していく必要があるだろうということで考えてございまして、その部分でいきます

と、他市でこのような形で、例えば不登校でしたら不登校で相談センターがあつて、特別支援と生徒指導というところでまた片やあつてということで、なかなか県内でその3つが同じ場所にあるのは実際としてはありませんが、本市としましては、今、中央図書館の3階のそのような施設の中でやっているようなところがありますので、今後はその部分も長期にわたってそれぞれ強化しながら、不登校支援とか児童生徒支援の部分と特別支援教育の部分を重ねながら事業を進めていきたいと考えております。

○田中委員　そういうときに、不登校の子どもと療育支援の子どもとか、多様な子どもにかかわる。親も相談してきますし、そこで一緒くたになってしまう心配がちょっとあるのですね。なので、本当にその子たちにとって安全な場所になるような設計とか、そういうものが大事ななと思っているのです。それに携わる職員も、そのすみ分けみたいなものがすごく大事になってくるかと思うのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

○教育支援担当課長　子どもの安全というところですか。基本的に子どもが来るということよりは、保護者が相談に来ることが多分多いのかなと思います。例えば不登校の相談であつたりとか、あと特別支援のお子さんの就学相談であるとかという部分では、当然子どもが来られる場合もありますが、保護者が来られる場合が圧倒的に多いと思いますので、当然そこにおいて守秘義務は発生しますし、場合によつたら、保護者によつたら連携してほしいという形もございますので、そのあたりは今までの相談の中でも当然保護者の意向等を踏まえながら進めてまいりたいと考えております。

○平井委員　海老名の支援教育は、今まで相談支援センターの場所が公民館から図書館へと、転々としていました。今回こういう機会というか、独立して1つの建物として今度教育支援センターになることはとても望ましいことだと思います。私もかかわってきましたが、年々その子どもたちは多くなっています。ですから、やはり保護者が求める、また、教育委員会がきちんとそれを受けとめる点では、とてもいいなと感じていますし、ようやくたどり着いたなという感じもしています。

まず1点は、今回条件的にはいいかなと思いますが、土地の選定に当たって、最初からここだけだったのかどうかということが1点。

それから、建物の中で木造平家建て。木造というのは木のぬくもりがあつて、子どもたちにとつたらとてもいいなと思うのですが、先ほどから出ていますように事業内容を3点抱える中で、平家で果たしてそのすみ分けができるのかどうか。先ほどから田中委員がおっしゃっているように、いろいろな面でそれぞれの課題を抱えている子どもや保護者です

から、やはりそういう子どもたちの精神的な安定が図られる建物になるのかどうか。そのようなところを今どんなふうを考えていらっしゃるのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○**教育部長** では、1点目の土地の選定についてでございますけれども、ここだけではございませんでした。まず、さまざまな公共施設用地ということも考えておりましたし、または既存の施設のワンフロアであるとか、そういったことも考えてまいりました。ただ、いろいろ考えた中で、やはりこれは、特にわかば学園との連携ということを考えますと、ここがベストだったのではなかろうかなというところでございます。

○**教育支援担当課長** 2点目の建物についてなんですが、そのすみ分けという部分でございます。今、中央図書館の3階にある教育支援教室もしくは相談室。多分このあたりが子ども等がかかわってくる部分ではないかと思えます。原則といたしまして、新しい場所に移転しての部分なのですが、それぞれ同じような部屋を用意したいと思っておりますが、特に教育支援教室につきましては子どもたちが今まで1つの部屋で学習とか、集団で行うスペースでつくってありましたので、そのあたりを少し分けて、勉強は勉強する部屋、集団でやるような部屋というふうに今回分けてつくろうと考えておりますので、そのあたり、今までの現状や課題を踏まえた中で設計に入っていきたいと考えております。

○**平井委員** 今度進めていく中で業者選定というのは、いつごろから入ることになるのですか。

○**教育部長** 業者選定というのは設計業者でございますか。

○**平井委員** 設計業者も含めて、建築も含めて、いつごろからその選定に入っていられるのか。

○**教育部長** 設計業者も工事業者も同じなのですが、それぞれ予算上程と書いてございます。予算が可決されますと、その予算が執行できるわけでございます。執行できる状態になってから実際に入札の公告という、要は募集を始めることとなります。ですから、7月から設計と書いてございますけれども、今回の6月議会でいえば6月14日が最終日でございますので、可決されたならばすぐに入札の手続に入りまして、入札の手続きがいろいろと進むわけでございますけれども、そんな中で落札した業者の方と契約を結び、それから仕事に入っていただくということになります。

よろしいでしょうか。

○**松樹委員** 私も平井委員と同じで、設計の中身の部屋とかがすごく気になっておったの

です。現場の支援センターの方々なり、多くの意見を聞いて、すごい悩みを抱えてくるわけですので、より入りやすかったりとか、視覚効果だったり、相談ですので、多少声を出しても周りに聞こえなかったり、安心感だったり、その辺を少しこだわりながらできればつくっていただければなど、もちろん予算がある中なのですが、いろいろと配置も含めた中でできれば設計をしていただければと思っております。

あと、建設費の補正の上程をするということなのですが、設計の補正の金額というのを教えていただければと思います。

○教育支援担当課長 まず、1つ目の部屋の設計は、やはり不登校の子どもたちが中心で来られます。学校に行けないということでいろいろな手当が必要だと思いますので、面接室の設計とか、そういう部分については配慮していくような形。実際に今、建物の広さがある程度決まっているところがございますので、そちらにつきましては、不登校等に対応している相談員とか、あとは教育支援教室であれば指導員がいらっしゃいますので、その方々を交えた中で部屋の検討等もしていきたいと考えております。

先ほどの設計でございますが……。

○教育部長 設計の予算額は、先ほど申しあげました設計費と地質調査費込みで513万5000円でございます。さらに、今回の補正予算にのせさせていただいているのは建築確認申請手数料、それが12万9000円でございます。予算計上額としては、補正予算の計上額と合わせますと526万4000円となります。

○平井委員 先ほど教育支援担当課長から広さが決まっているというふうにおっしゃったのですが、もし枠の中でしかつけれないとするならば、平家ではなくて、2階建てにはならないのかどうか。私、個人的には2階建てが望ましいかなと思うのです。不登校支援等は子どもたちが入りますし、相談は静かな場所となると、1階だったら入り口を別にしておいて、それぞれが干渉しないような形でしないと。せっかくだと作るならば、やはりあらゆる目から配慮しての設計や建築が望ましいと思っております。2階建てとはならないのでしょうか。

○教育部長 先ほど＜連携強化による効果＞でちょっとご説明しましたけれども、その(3)です。会議室や面接室の相互利用とございます。今回私どもが教育支援センターで考えてございますのは、今現在の青少年相談センターに、図書館の3階にある研修室と言われている部屋がございます。そこは、つまり隣にある会館であるとか、さらに隣にある保健相談センターと相互利用というか、共用というか、そちらの会議室も使ったらどうかな

と思っております。また、市の施設にはいろいろなところに会議室がございますので、それらの利用率もいろいろ精査もしてございますが、そういうところを使っていたらどうかということで、研修室を除いた部分の面積につきましては確保できておる、ほぼ同じぐらいになるのではなかろうかなとは思っております。

○海野委員長 設計の段階でまた、教育委員会に上程されるのでしょうか、審議内容で出されることはあるのですか。

○教育部長 どういう形でご説明できるかというのはありますけれども、要は設計業務をやる中でいろいろな工程があるでしょうけれども、なるべくプランが固まらないうちにお話をさせていただきたいと思います。

○海野委員長 よろしく申し上げます。

○田中委員 最初に私はこのことで意見を述べさせていただきましたけれども、今ある相談センターと同じように、また新しくつくった中で、パーティションでやったり、場所、小さいところを工夫したりするのは大事なのですけれども、本当に新しく建てるならば、利用する方たちの守秘義務が守られたり、安心して子どもたちも来られるようなことを目指していくべきだと思っています。なので、ぜひ設計の段階からほかのところを借りるようなことを最初から考えるのではなくて、そこの中でできることを目指していただきたいなと思います。

意見です。ありがとうございます。

○教育部長 研修室そのものはほかで借りると申し上げましたけれども、そのところは、今の3つの業務以外に使われている部分もあると思いますので、これらのことについては特に研修室、言ってみれば会議室は、その建物の中には必然ではないのではないのかなというふうには思っております。また、パーティションというお話もございましたけれども、先ほど成岡教育支援担当課長も説明しましたように教育支援教室についてははっきり2部屋に分けるような形で考えています。また、面談室についても、確かに今現在5室あると思うのですけれども、この面積の中でも同じ5室は確保できると思っております。

○平井委員 もう1点、5 その他の(2)相談業務の充実ということで、土・日曜日に相談できる体制を進めるということはとてもいいなと思っています。今、働く人たちが多く中で、平日に相談に入るということはなかなか難しいですので、やはり土日に関所して、そういう事業を進めていくというのはとてもいいことかなと思っています。

それと同時に、特別支援教育、不登校支援、児童生徒支援なのですが、この機会がある

からではないのですが、やはりもう1度海老名市としてどういう方向がいいのか、どういう支援体制がいいのかというところまで、施設が新しくなると同時に、内容の精査にも入っていただけたらいいなと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○海野委員長 よろしくお願ひいたします。皆様の知恵を出し合って、せっかくですからよいものをつくっていただければと思います。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○海野委員長 それでは、ご意見等ないようですので、議案第19号を採決いたします。この件について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

○各委員 異議なし。

○海野委員長 異議なしと認めます。よって日程第6、議案第19号を原案のとおり可決いたします。

○海野委員長 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしましたので、教育委員会5月定例会を閉会いたします。